

第71回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2020年6月26日（金曜日）
午前10時

場所 東京都豊島区南大塚3丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京
6階「コンコード」

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目次

■ 第71回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	3
■ 事業報告	9
■ 連結計算書類	28
■ 計算書類	38
■ 会計監査人の監査報告	45
■ 監査等委員会の監査報告	49

株式会社 **テクノ菱和**

証券コード：1965

証券コード 1965
2020年6月4日

株 主 各 位

東京都港区芝大門2丁目12番8号
(本社事務所)
東京都豊島区南大塚2丁目26番20号
株式会社 テクノ菱和
代表取締役 黒田 英彦
社長執行役員

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区南大塚3丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京 6階「コンコード」
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1. 第71期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第71期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.techno-ryowa.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎株主総会でのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するご案内

- ・株主総会へのご出席の検討にあたっては、株主総会開催時点での情勢やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場の見合わせも含め、ご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご来場された株主様には、株主総会会場内にてマスクの着用等をお願いする場合がございます。また当日の状況に応じ、必要な感染防止策を講じてまいります。
- ・ご来場された株主様で体調不良をお見受けした方には、入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.techno-ryowa.co.jp/>) より、ご通知申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、経営基盤の充実を図りつつ、期間収益および配当性向を勘案しながら、安定して配当を維持することを基本方針といたしております。このような方針のもと、当期の業績や財政状況、配当水準等を総合的に勘案し、当事業年度の期末配当は、創立70周年記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、中間配当（12円）を加えました年間配当金は1株につき34円（うち記念配当2円）となります。

① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金22円（うち普通配当21円・記念配当1円）
総額487,317,930円

② 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のために1名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討を行った結果、特段指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	黒田英彦 (1954年 3月14日生)	1976年4月 ナミレイ(株)入社 1982年11月 当社入社 2003年6月 同 取締役大阪支店副支店長 2003年10月 同 取締役大阪支店長 2005年10月 同 常務取締役大阪支店長 2010年10月 同 常務取締役東海・西日本事業統轄 2011年4月 同 常務取締役名古屋支店長兼西日本営業統轄 2013年4月 同 常務取締役営業推進部長兼東京本店長 2014年4月 同 専務取締役東京本店長 2015年4月 同 代表取締役社長 2017年6月 同 代表取締役社長執行役員（現任）	32,335株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>黒田英彦氏は、長年にわたり営業部門、事業所長等の要職を歴任し、2015年4月以降は代表取締役社長として当社グループの経営を牽引しております。豊富な職務経験と経営全般に関する見識を有しており、取締役として当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	ほしの こういち 星野 宏一 (1955年 11月10日生)	1979年 4月 当社入社	7,166株
		2014年 6月 同 取締役大阪支店副支店長	
2015年 4月 同 取締役大阪支店長			
2017年 6月 同 常務執行役員大阪支店長			
2018年10月 同 常務執行役員名古屋支店長兼西日本営業統括			
2019年 6月 同 取締役常務執行役員名古屋支店長兼西日本営業統括			
2020年 4月 同 取締役専務執行役員名古屋支店長兼西日本営業統括 (現任)			
取締役候補者とした理由 星野宏一氏は、長年にわたり営業部門および事業所長等の要職を歴任し、豊富な職務経験と経営全般に関する見識を有しており、取締役として当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、同氏を取締役候補者いたしました。			
3	すずき たかし 鈴木 孝 (1955年 7月5日生)	1978年 4月 当社入社	8,858株
		2013年 6月 同 取締役管理本部副本部長	
2013年10月 同 取締役技術本部長兼経営企画室長			
2015年 6月 同 取締役技術本部長			
2016年10月 同 取締役技術本部長兼調達本部長			
2017年 4月 同 常務取締役技術本部長兼調達本部長			
2017年 6月 同 取締役常務執行役員技術本部長兼調達本部長			
2018年 4月 同 取締役常務執行役員技術本部長 (現任)			
取締役候補者とした理由 鈴木孝氏は、長年にわたり施工部門、内部監査部門、経営企画部門および調達部門等の要職を歴任し、豊富な職務経験と経営全般に関する見識を有しており、取締役として当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、同氏を取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	※ かとう まさや 加藤 雅也 (1959年 12月18日生)	1982年 4月 当社入社 2013年 4月 同 名古屋支店副支店長 2015年 4月 同 名古屋支店長 2015年 6月 同 取締役名古屋支店長 2017年 6月 同 上席執行役員名古屋支店長 2018年10月 同 上席執行役員管理本部副本部長 2020年 4月 同 上席執行役員管理本部長 (現任)	7,921株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>加藤雅也氏は、長年にわたり技術部門および事業所長等の要職を歴任し、豊富な職務経験と経営全般に関する見識を有しており、取締役として当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。</p>		
5	たけだ きみ はる 武田 公温 (1958年 12月3日生)	1981年 4月 三菱重工業(株)入社 2007年 4月 同 冷熱事業本部カーエアコン技術部長 2009年 4月 同 冷熱事業本部副事業部長 2010年 6月 当社取締役 2011年 4月 三菱重工業(株)冷熱事業本部副事業本部長 2013年 1月 三菱重工オートモーティブサーマルシステムズ(株) 代表取締役社長 2013年 6月 当社取締役退任 2018年 1月 三菱重工サーマルシステムズ(株)代表取締役副社長 (現任) 2018年 6月 当社取締役 (現任)	一株
	<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>武田公温氏は、空調機器メーカーでの長年の経験および企業経営者としての豊富な経験を有しておられ、それらの経験と専門的見地からの助言を当社の経営判断にいかしていただきたく、同氏を社外取締役候補者となりました。</p>		

- (注) 1. ※は新任の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 武田公温氏は、社外取締役候補者であります。同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。なお、同氏は2010年6月から2013年6月までの期間、当社の社外取締役でありました。
4. 当社と武田公温氏との間において、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。
5. 武田公温氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役小栗章雄氏が、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、その任期は当社定款の定めにより、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までといたします。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
※ こざかい ちはる 小坂井 千春 (1954年 3月22日生)	1976年4月 (株)名古屋相互銀行(現(株)名古屋銀行) 入行 2005年10月 同行 尾張東エリア長兼春日井支店長 2006年6月 同行 執行役員尾張東エリア長兼春日井支店長 2007年6月 同行 執行役員名古屋南エリア長兼内田橋支店長 2008年6月 同行 執行役員上前津エリア長兼上前津支店長 2010年4月 同行 執行役員営業統括部付部長 2010年10月 同行 執行役員営業統括部長 2011年6月 同行 取締役営業統括部長 2013年6月 同行 取締役本店営業部長 2014年6月 同行 常務取締役本店営業部長 2015年6月 (株)名古屋リース代表取締役社長(現任)	一株

社外取締役候補者とした理由

小坂井千春氏は、金融機関での長年の経験および企業経営者としての豊富な見識を有しておられ、それらの経験と幅広い見識を当社の監査、監督に反映していただきたく、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 小坂井千春氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 小坂井千春氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 小坂井千春氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て行う取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
みつ もり さとる 三 森 仁 (1966年 1月22日生)	1993年4月 第二東京弁護士会 弁護士登録 あさひ法律事務所入所 (現パートナー) 2008年4月 東京家庭裁判所家事調停委員 (現任) 2011年10月 原子力損害賠償紛争審査会特別委員 (現任) 2018年4月 (株)クア・アンド・ホテル監査役 (現任)	一株
補欠の社外取締役候補者とした理由 三森仁氏は、弁護士として企業法務に精通され、その専門的な見識と企業経営にも携わっておられる経験を当社の監査、監督に反映していただきたく、同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三森仁氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 三森仁氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 三森仁氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

以上

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果ならびに対処すべき課題

当期のわが国経済は、上半期については企業業績、個人消費ともに一進一退の状況で推移していましたが、10月に実施された消費増税の影響を主因として、下半期から経済指標が大きく下振れる結果となり、さらに年明けからの新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の縮小により、先行きの見通せない状況となっております。

建設業界におきましては、公共投資の増加により総建設投資は前年度と比べ増加いたしました。民間設備投資は、消費増税後に大きな落ち込みを見せるなど、受注環境は厳しい状況となりました。

このような状況のなか、当社グループといたしましては、中期3か年事業計画の基本方針を軸として、規模の拡大に拘わらず、医薬品関連・食品をはじめとする産業設備工事を中心にバランスのとれた受注を推進し、景気動向に左右されない事業基盤の確保を目指してまいりました。

その結果、部門別工事受注高は、低調な設備投資需要の影響を受け、特に産業設備工事において大型物件の受注が減少したことから、産業設備工事328億円（前期比17.0%減）、一般ビル設備工事219億円（前期比10.0%減）、電気設備工事20億円（前期比3.0%減）となり、工事受注高合計は568億円（前期比92億円減）と13.9%の減少となりました。これに兼業事業の受注高10億円を加えました受注総額は579億円（前期比92億円減）となり、前期と比べ13.7%減少いたしました。

次に完成工事高は、当期の受注高が減少したことや完成が翌期となる大型工事が多かったことから、597億円（前期比64億円、9.7%減）となり、これに兼業事業の売上高11億円を加えました売上高合計は609億円（前期比64億円減）で、前期と比べ9.6%減少いたしました。

利益につきましては、売上高の減少により、経常利益は45億5百万円（前期比7.2%減）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は29億2千7百万円（前期比3.7%減）となりました。

今後のわが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受けて輸出は大幅に減少し、個人消費も外出の自粛が重石となって減少傾向が続くと見込まれることから、景気の大幅な下振れが避けられない状況となっています。さらに、この問題の収束時期を見通すことが難しく、長期化した場合は、さらなる景気悪化も考えられることから、先行きの不透明感が強まる状況が予想されます。建設業界におきましては、政府の景気対策による公共投資の増加が期待されるものの、企業の経営環境悪化による設備投資の下振れは避けられず、厳しい環境となることが予想されます。

このような状況のなか当社グループといたしましては、まずは、新型コロナウイルス感染症に対して、社内での感染予防策の徹底や従業員への注意喚起を行うことで、感染の防止に努めてまいります。また、来期は中期3か年事業計画の最終年度となります。先行き不透明な状況ではありますが、方針として掲げた各項目を着実に実行し、継続的な事業活動に向けた取り組みを行ってまいります。

当社は、昨年12月をもちまして創立70周年を迎えることができました。このことは、株主のみなさまをはじめとするステークホルダーのみなさま方のご支援の賜物と深く感謝申し上げます。これからも、当社が70年の間に培った特色ある技術を駆使した事業展開を目指し、品質の高い仕事を継続することで、お客様から信頼していただける企業であり続けることを目標にしております。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

部門別受注高、売上高、繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
設備 工事 事業	産業設備工事業	14,697	32,833	30,250	17,280
	空調衛生設備工事業				
	一般ビル設備工事業	19,180	21,903	27,197	13,886
	電 気 設 備 工 事 業	471	2,099	2,316	255
	小 計	34,349	56,837	59,764	31,422
兼業 事業	冷熱機器販売事業	—	1,096	1,096	—
	太陽光発電事業	—	—	11	—
	不動産賃貸事業	—	—	55	—
	小 計	—	1,096	1,162	—
	合 計	34,349	57,933	60,926	31,422

当期中における主な完成工事と当期末における主な手持工事は次のとおりであります。

当期中の主な完成工事

工 事 名 称	工事場所
(仮称) 八戸市屋内スケート場建設事業空気調和設備工事	青 森 県
平成29年度巨理町新庁舎・保健福祉センター建設工事	宮 城 県
双葉町減容化施設における廃棄物処理（建築機械設備）工事	福 島 県
(株)日本色材工業研究所つくば工場3期（3号棟新築）	茨 城 県
駒澤大学開校130周年記念棟建設工事	東 京 都
相模原市農業協同組合本店新築工事	神 奈 川 県
(株)潤工社YOC第3期工事	山 梨 県
スタンレー電気(株)岡崎製作所再構築工事	愛 知 県
鈴鹿中央総合病院増改築工事	三 重 県
大阪大学（吹田）医学系研究科動物飼育施設設置その他工事	大 阪 府
(株)ジェイテクト国分工場南4工区空調設備工事	大 阪 府
神戸地簡裁庁舎機械設備改修工事	兵 庫 県
(仮称) 福山市総合体育館建設空気調和設備工事	広 島 県
久留米大学基礎3号館・病院北館他新築工事	福 岡 県
そびあしんぐう熱源空調及び照明機器更新工事	福 岡 県
FUJITA KANKO SERVICE APARTMENT	インドネシア

当期末の主な手持工事

工 事 名 称	工事場所
(株)ヤヨイサンフーズ気仙沼工場給排水衛生設備工事	宮 城 県
水戸法務総合庁舎機械設備工事	茨 城 県
(銀・東) 日本橋駅改装に伴う機械設備改良その他工事	東 京 都
横浜市北仲通南地区熱供給センター建設工事	神 奈 川 県
中外製薬(株)中外ライフサイエンスパーク横浜建設工事	神 奈 川 県
三菱ガス化学(株)新潟工場研究総合棟新築工事	新 潟 県
綜研化学(株)浜岡事業所C棟建設工事	静 岡 県
日本ガイシ(株)小牧工場UTY整備工事	愛 知 県
(仮称) J A新グループ京都新ビル建設工事	京 都 府
京都市中央卸売市場第一市場整備工事水産棟ほか空調衛生設備改修工事	京 都 府
(仮称) 大阪新美術館建設機械設備工事	大 阪 府
ローム・アポロ(株)筑後工場新棟機械設備工事	福 岡 県
玉名消防署統合庁舎建設工事（空気調和設備・給排水衛生設備工事）	熊 本 県
PATIMBAN PORT DEVELOPMENT PROJECT	インドネシア

(2) 設備投資および資金調達状況

当期中に実施いたしました設備投資は、旧研究所跡地の有効活用のための学生向けマンション建設費およびコンピュータシステムの導入に伴う機器・ソフトウェア類の取得費を主なものとして、総額4億3千万円であります。なお、所要資金は自己資金で賄いました。

(3) 財産および損益の状況の推移

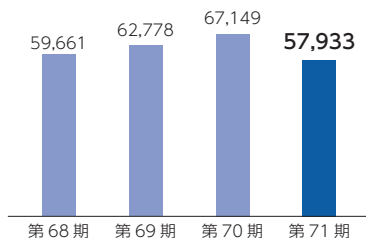
① 企業集団の財産および損益の状況

区 分		第68期 2017年3月期	第69期 2018年3月期	第70期 2019年3月期	第71期(当期) 2020年3月期
受注高	(百万円)	59,661	62,778	67,149	57,933
売上高	(百万円)	62,234	60,654	67,391	60,926
経常利益	(百万円)	4,508	3,425	4,857	4,505
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,100	2,306	3,041	2,927
1株当たり当期純利益	(円)	135.55	100.83	134.07	132.18
総資産	(百万円)	55,851	58,747	62,877	59,309
純資産	(百万円)	33,152	36,356	36,910	38,477
1株当たり純資産	(円)	1,448.89	1,588.97	1,666.09	1,737.05

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第70期の期首から適用しており、第69期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

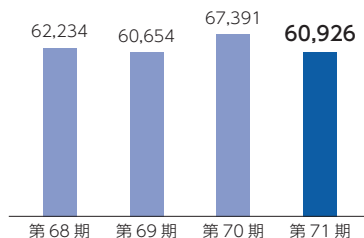
■ 受注高

(百万円)



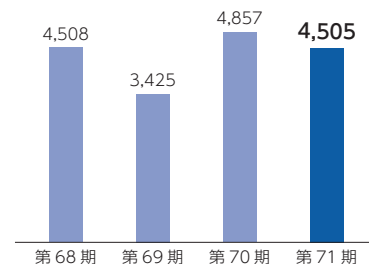
■ 売上高

(百万円)



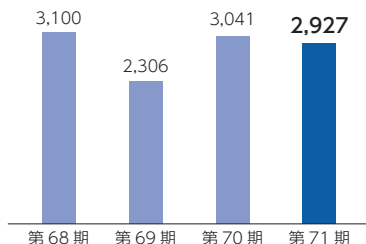
■ 経常利益

(百万円)



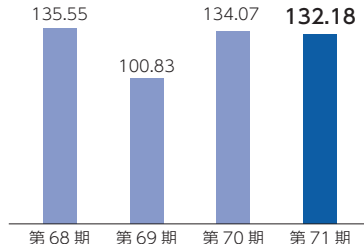
■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



■ 1株当たり当期純利益

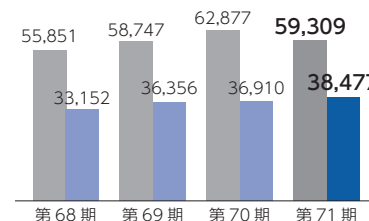
(円)



■ 総資産 / 純資産

(百万円)

■ 総資産 ■ 純資産



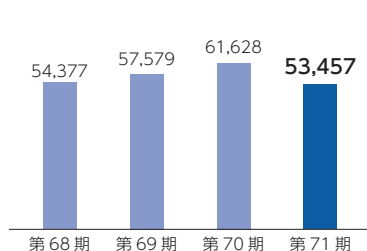
② 当社の財産および損益の状況

区 分	第68期 2017年3月期	第69期 2018年3月期	第70期 2019年3月期	第71期(当期) 2020年3月期
受 注 高 (百万円)	54,377	57,579	61,628	53,457
売 上 高 (百万円)	57,044	55,666	61,759	55,685
経 常 利 益 (百万円)	4,071	3,063	4,522	4,208
当 期 純 利 益 (百万円)	2,823	2,093	2,848	2,775
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	123.44	91.52	125.57	125.31
総 資 産 (百万円)	49,760	52,455	56,794	53,922
純 資 産 (百万円)	29,650	32,338	33,148	35,018
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,296.19	1,413.71	1,496.46	1,580.93

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第70期の期首から適用しており、第69期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

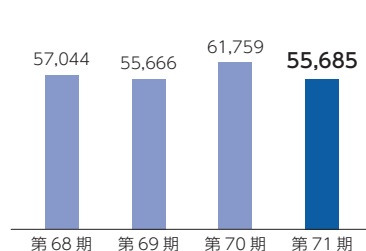
■ 受注高

(百万円)



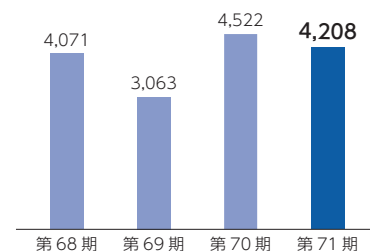
■ 売上高

(百万円)



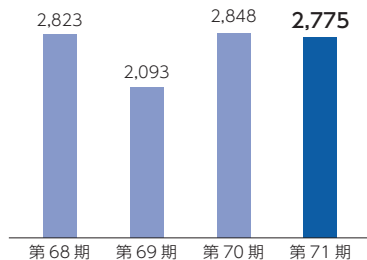
■ 経常利益

(百万円)



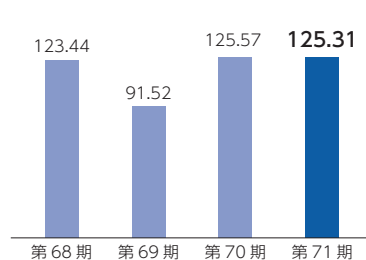
■ 当期純利益

(百万円)



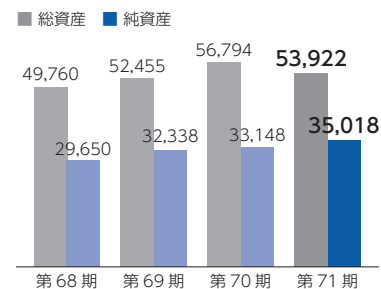
■ 1株当たり当期純利益

(円)



■ 総資産 / 純資産

(百万円)



(4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
東京ダイヤエアコン株式会社	50 百万円	100 %	空調衛生設備工事業
菱和エアコン株式会社	40 百万円	100 %	空調衛生設備工事業
松浦電機システム株式会社	50 百万円	100 %	電気設備工事業
PT.TECHNO RYOWA ENGINEERING	6,000 百万 インドネシア ルピア	66.7 %	空調衛生設備工事業

(注) 上記の重要な子会社4社は連結子会社であります。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、空調衛生設備工事および電気設備工事の設計・施工ならびにこれらの設備工事にかかる機器類の販売事業等を行っております。

部門別の事業内容は以下のとおりであります。

- ① 産業設備工事業
超清浄空間や厳密な温湿度管理が必要となる電子部品、精密機器、食品および医薬品等の製造工場や研究所等における空調衛生設備工事を行っております。
- ② 一般ビル設備工事業
人々が社会活動を営む上で快適な空間を求められる事務所、学校および病院等の一般建物における空調衛生設備工事を行っております。
- ③ 電気設備工事業
工場の大型大容量電力設備から多様化するオフィスビルにおける電気設備まで、システム構築を含めた電気設備工事を行っております。
- ④ 冷熱機器販売事業
上記の設備工事に関連する空調機器等の販売を行っております。
- ⑤ 太陽光発電事業
太陽光発電施設を建設し、発電した電力を売電する事業を行っております。
- ⑥ 不動産賃貸事業
遊休地を活用して賃貸マンションを建設し、不動産の賃貸業を行っております。

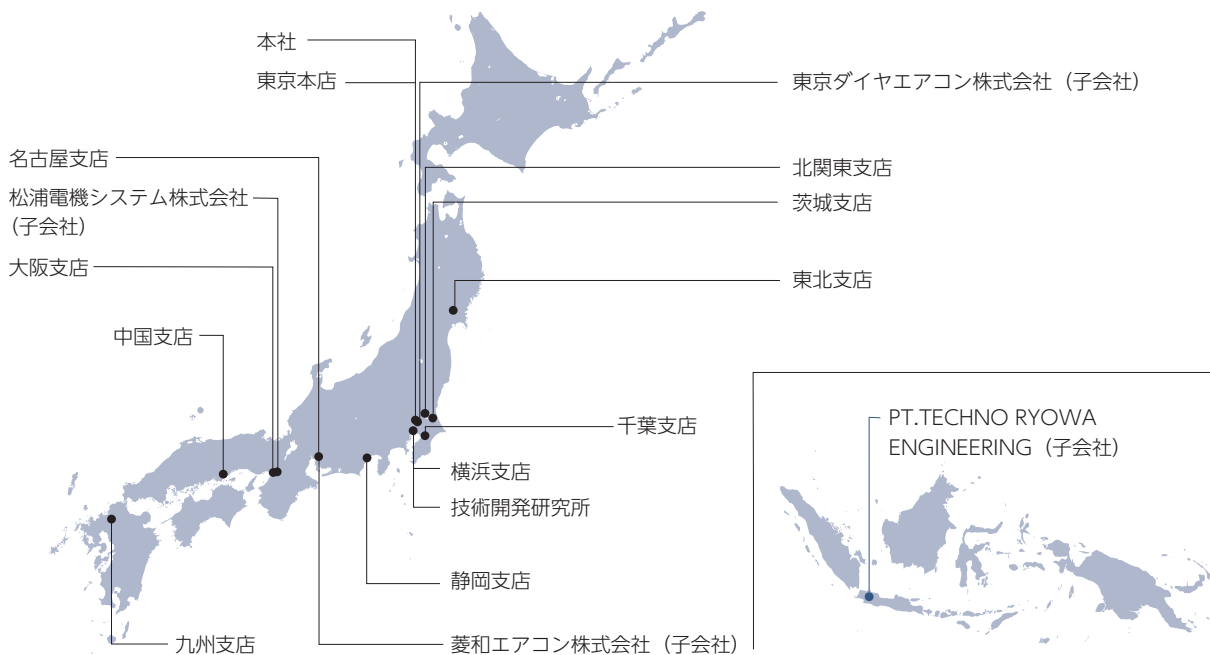
(6) 主要な営業所および研究所

① 当社

名称	所在地
本社	東京都豊島区
東京本店	東京都豊島区
名古屋支店	愛知県名古屋市
大阪支店	大阪府大阪市
東北支店	宮城県仙台市
茨城支店	茨城県土浦市
北関東支店	埼玉県さいたま市
千葉支店	千葉県千葉市
横浜支店	神奈川県横浜市
静岡支店	静岡県静岡市
中国支店	岡山県倉敷市
九州支店	福岡県福岡市
技術開発研究所	神奈川県横浜市

② 子会社

名称	所在地
東京ダイヤエアコン株式会社	東京都新宿区
菱和エアコン株式会社	愛知県名古屋市
松浦電機システム株式会社	大阪府守口市
PT.TECHNO RYOWA ENGINEERING	インドネシア共和国



(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
844名	14名 増

(注) 従業員数は就業人員であります。なお、有期契約社員およびパートタイマーは含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
725名	6名 増	43歳10か月	15年2か月

(注) 従業員数は就業人員であります。なお、有期契約社員およびパートタイマーは含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 79,994,522株
- (2) 発行済株式の総数 22,888,604株
- (3) 株 主 数 6,740名 (前事業年度末比37名増)
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
テ ク ノ 菱 和 取 引 先 持 株 会	2,224 千株	10.0 %
三 菱 重 工 サ ー マ ル シ ス テ ム ズ 株 式 会 社	1,424	6.4
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,091	4.9
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,091	4.9
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	906	4.0
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	738	3.3
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	734	3.3
株 式 会 社 京 葉 銀 行	723	3.2
テ ク ノ 菱 和 従 業 員 持 株 会	719	3.2
近 重 次 郎	672	3.0

(注) 当社は、自己株式737,789株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	黒 田 英 彦	社長執行役員
取 締 役	飯 田 亮 輔	専務執行役員管理本部長
取 締 役	鈴 木 孝 孝	常務執行役員技術本部長
取 締 役	根 岸 孝 雄	常務執行役員東京本店長
取 締 役	星 野 宏 一	常務執行役員名古屋支店長兼西日本営業統括
取 締 役	武 田 公 温	三菱重工サーマルシステムズ(株)代表取締役副社長
取 締 役 (常勤監査等委員)	雑 賀 純 二	
取 締 役 (監査等委員)	小 栗 章 雄	
取 締 役 (監査等委員)	本 間 正 広	

- (注) 1. 武田公温、小栗章雄および本間正広の3氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 2. 取締役（監査等委員）小栗章雄および本間正広の両氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査部門との十分な連携を図るため、雑賀純二氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(2) 当事業年度中および事業年度末日後の取締役の異動

① 就任

2019年6月26日開催の第70回定時株主総会において、星野宏一氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

② 退任

2019年6月26日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって、取締役知見扶公氏が任期満了により、退任いたしました。

③ 事業年度末日後の取締役の地位・担当等の異動

氏 名	新	旧	異動年月日
飯 田 亮 輔	管理本部・CSR推進本部管掌	管理本部長	2020年4月1日
星 野 宏 一	専務執行役員	常務執行役員	2020年4月1日
根 岸 孝 雄	東日本統括	東京本店長	2020年4月1日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役（武田公温、雑賀純二、小栗章雄および本間正広の4氏）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(4) 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取締役 (監査等委員を除く)	7名	185,866 千円
取締役 (監査等委員)	3名	23,760 千円

- (注) 1. 上記の報酬等の総額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額54,000千円を含めております。
2. 上記のうち、社外役員に対する報酬等の総額は3名10,200千円であります。
3. 上記の支給人数には、2019年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役武田公温氏の兼職先である三菱重工サーマルシステムズ株式会社と当社との間には、空調設備工事の施工についての取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役である武田公温氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、専門分野に関して議案審議に必要な発言を適宜行いました。

社外取締役（監査等委員）である小栗章雄および本間正広の両氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち、小栗氏は14回全て、本間氏は13回に出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行いました。また、当事業年度開催の監査等委員会15回のうち、小栗氏は15回全て、本間氏は14回に出席し、主に金融機関における長年の経験を通じて培った知識・見地から監査等委員会の審議に関して必要な発言を適宜行いました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 当社が支払うべき報酬等の額 | 46百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 52百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に英文連結財務諸表に係る監査業務についての対価を支払っており、上記②の合計額に含めております。
3. 監査等委員会は、取締役等の関係者および会計監査人から報告を受け、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえて、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当社の会計監査人が会社法や公認会計士法等の法令に違反したり監督官庁から監査業務停止処分を受ける等の事実により、当社の会計監査の信頼性に疑義を生じさせることになると判断した場合には、当社監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任することがあります。

5. 業務の適正を確保するための体制および運用状況に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が、内部統制システム構築の基本方針として取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することはもとより、社会規範や企業倫理にも適ったものとするために「企業倫理行動指針」を制定する。取締役および執行役員は、自らの率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。取締役、執行役員および使用人は、この指針に従って職務の執行にあたり、企業の社会的責任を果たし、広く社会からの信頼を獲得することを目指す。
 - ii 取締役会については「取締役会規程」によりその適切な運営が確保されており、原則月1回開催し、その他必要に応じて随時開催して各取締役の業務執行状況を互いに監督する。取締役は他の取締役の法令違反行為を発見した場合は直ちに監査等委員会および取締役会に報告し、その是正を図る。監査等委員は取締役会には社外監査等委員を含む全員が出席し、経営会議および月1回開催される支店長会議には常勤監査等委員が出席して、業務の執行状況を確認し、必要に応じて意見を述べる。また、監査等委員は業務執行取締役および使用人に対して必要に応じヒアリング、往査その他の方法により調査を実施し、その職務執行状況を確認する。
 - iii 内部監査部門として社長直属の内部監査室を設置する。内部監査室は「内部監査規程」に基づいて、使用人が法令、定款および社内規則に則った業務執行を行っているかを調査する。
 - iv コンプライアンス体制を確立し不祥事を未然に防止するという目的を達成するため、コンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス委員会規程」に基づいて、社内のコンプライアンス体制の整備、維持を図るとともに、法令違反その他のコンプライアンス違反に該当する事項を発見した場合の対応策および処分等を審議する。
 - v 取締役、執行役員および従業員に対し、日常業務遂行にあたっての行動準則を示すものとして、「コンプライアンス・マニュアル」を作成する。
 - vi コンプライアンス上問題がある行為を知った場合の報告先として「コンプライアンス投書箱」を設置し、匿名または記名による報告を受ける。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役、執行役員および従業員の職務執行については、「組織および職制規程」に定められた権限に基づき、取締役会等の重要会議の決議や決裁権者の決裁を受け、議事録および決裁書は、「文書管理要領」に基づいて保存・管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制の基礎として、「リスク管理基本規程」を制定し、リスク管理に関する基本方針を定め、同規程に基づいた社長直轄のリスク管理委員会を設置する。また、リスクを体系的に管理するために、当社を取り巻く主要なリスクを「リスク一覧表」として取りまとめ、規程に定めた管理プロセスに則りリスクへの対処方法を検討する。不測の重大リスクが発生した場合には、社長または社長が任命する者を長とする緊急体制を敷き、関係部門への指示を徹底して被害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 取締役会の運営は「取締役会規程」に基づいて行われ、業務執行に関する重要事項を審議し、決議する。取締役会の意思決定のための協議機関として社長ならびに社長の指名する取締役および執行役員をメンバーとする経営会議を設置し、取締役会にかけ重要事項の事前審議ならびに業務執行方針に関する事項および重要な個別案件の審議を行う。
 - ii 取締役への委嘱業務は、取締役会において決定し、各取締役は委嘱された担当の業務について「職務分掌表」、「職務権限基準」において定められた役割、権限に基づいて業務執行を行う。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i 子会社の管理は管理本部が担当し、「関連会社管理規程」に基づいて、子会社の経営管理および経営指導を行う。子会社は同規程に従い当社への申請、報告を行う。
 - ii 「関連会社管理規程」に基づいて行われた子会社からの申請、報告をもとに、子会社のリスク管理、法令遵守等の実施状況を把握して、子会社に対して諸施策の改善や見直し等を図らしめる。
 - iii 当社の取締役、執行役員または従業員が子会社の取締役を兼務し、取締役会への参加を通じて取締役の職務の執行状況を確認する。また、子会社から定期的に業績の進捗状況を提出させ、子会社の経営状態を把握して適切な経営指導を行う。さらに、四半期ごとに国内連結子会社の社長を当社の支店長会議に参加させ、子会社に対して事業方針や事業計画等の報告を求めるとともに、当社グループ全体での経営方針等の共有を図る。
 - iv 子会社の取締役および従業員に対して「コンプライアンス投書箱」の報告先を周知させ、当社の従業員と同様に子会社からもコンプライアンスに関する報告、質問等を受ける。また、子会社に対しても「コンプライアンス・マニュアル」を配布し、法令遵守への意識づけを行う。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、内部監査室の所属員がこれにあたる。当該使用人は、監査等委員会から受けた指示の範囲内においては監査等委員会の指揮命令に従い、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動については、監査等委員会の同意を要するものとする。
- ⑧ 監査等委員会への報告に関する体制
- i 取締役、執行役員および使用人は、監査等委員会が選定する監査等委員から重要な会議の議事録、決裁書その他業務執行に関する文書の閲覧およびその説明を求められた場合は、これに従う。また、常勤監査等委員は、取締役会のほか、経営会議、支店長会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議へ出席し、取締役、執行役員および使用人の業務執行状況を確認して、必要に応じ報告を求める。
 - ii 常勤監査等委員は国内連結子会社の非常勤監査役を兼務し、取締役会等の重要な会議へ出席する。また、監査等委員会が選定する監査等委員は子会社を定期的に訪問し、子会社の社長、取締役および従業員に対し、適宜ヒアリングを行い、業務執行状況等の報告を受ける。
- ⑨ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「コンプライアンス委員会規程」において内部通報を行った者に対する不利益な取扱いを禁止しており、この考え方に従って、監査等委員会へ報告をした者に対して不利益な取扱いを行ってはならないものとする。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の通常の職務の執行について生ずる費用について、監査等委員会の監査計画に応じた予算を設定しており、監査等委員がその職務の執行について費用の前払い等の請求を行ったときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
社内の業務監査部門である内部監査室は、監査等委員会と連携して監査を行うことにより監査業務の効率化を図る。内部監査室長は、可能な限り監査等委員会に出席して、業務監査についての報告および監査についての意見交換を行う。監査等委員会および内部監査室は定期的に会計監査人との情報交換および意見交換を行い、三様監査による監査の実効性確保を図るよう努める。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、財務報告の適正性を確保するための社内体制の整備と改善を継続的に推進して、財務報告の信頼性の確保に努める。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社は、総会屋・暴力団等の社会の秩序を乱す反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断することを基本方針としている。
- i 反社会的勢力に対する基本方針を「企業倫理行動指針」に明文化するとともに、「反社会的勢力対応規程」を整備し、全役職員に研修などを通じて遵守の徹底を図る。
 - ii コンプライアンス・マニュアルにおいて反社会的勢力に対する心構えや行動原則等を示し、これらの勢力との関係遮断を全役職員に周知徹底する。
 - iii 反社会的勢力からの不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携して情報の収集に努め、必要に応じて連携して対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システム構築の基本方針に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

内部統制システムの適切な運用を確保するため、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の委員会を設置し、適宜開催しております。また、当社の行動準則である「企業倫理行動指針」について、その浸透状況を確認するため全役職員に向けたアンケートを実施したほか、新しく部長に就任した者に対し、行動指針を順守する旨の宣誓書を提出させるなど、企業倫理に関する意識の向上に努めております。

コンプライアンスに関しては、従来から行ってきた支店長会議での定期研修および事業所各部門での勉強会の実施により周知を図ることに加え、子会社を含む全役職員を対象としたeラーニング形式の研修および課長職を対象とした社会保険労務士によるコンプライアンス研修を実施し、当社グループ全体のコンプライアンス意識の向上に関する施策を実施しました。また、支店長会議の場で社外講師を招いた会議参加者への研修を実施し、専門家の見地からの助言を頂くことでさらなるコンプライアンスの徹底を図ってまいりました。

子会社については、基本方針に定めたとおり、子会社の取締役会への参加や子会社からの申請・報告をもとに子会社の業務執行状況を把握し、業務の適正の確保に努めてまいりました。

内部監査室は、支店・営業所や現場事務所を積極的に訪問し、社内規程や内部統制ルールへの遵守状況を確認し、問題点を発見した場合は是正指導を行うとともに、内部統制委員会を通じて社長や常勤監査等委員に報告を行いました。

監査等委員は、内部監査室長や社外取締役との情報交換により情報の共有化を図ったうえで支店・営業所の往査を実施して、業務執行取締役、執行役員および使用人の職務の執行状況を監査いたしました。また、常勤監査等委員は、各委員会等の重要会議に出席し、内部統制の運用状況を確認いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	42,263	流 動 負 債	19,005
現金及び預金	15,478	支払手形・工事未払金等	7,798
受取手形・完成工事未収入金等	22,075	電子記録債務	5,907
電子記録債権	3,509	1年内返済予定の長期借入金	120
有価証券	100	リース債務	1
未成工事支出金等	172	未払費用	695
その他	939	未払法人税等	560
貸倒引当金	△12	未成工事受入金	2,147
固 定 資 産	17,045	賞与引当金	718
有 形 固 定 資 産	4,469	役員賞与引当金	78
建物・構築物	4,303	完成工事補償引当金	157
機械・運搬具・工具器具備品	1,335	工事損失引当金	34
土地	1,876	その他の他	785
リース資産	8	固 定 負 債	1,826
建設仮勘定	161	長期借入金	20
減価償却累計額	△3,217	リース債務	2
無 形 固 定 資 産	242	繰延税金負債	1,203
ソフトウェア	182	再評価に係る繰延税金負債	135
その他	59	退職給付に係る負債	252
投資その他の資産	12,333	その他の他	212
投資有価証券	7,714	負 債 合 計	20,832
退職給付に係る資産	2,900	純 資 産 の 部	
その他	1,736	株 主 資 本	35,597
貸倒引当金	△19	資 本 金	2,746
資 産 合 計	59,309	資 本 剰 余 金	2,498
		利 益 剰 余 金	31,009
		自 己 株 式	△656
		その他の包括利益累計額	2,879
		その他有価証券評価差額金	3,084
		土地再評価差額金	△64
		為替換算調整勘定	△0
		退職給付に係る調整累計額	△139
		純 資 産 合 計	38,477
		負 債 純 資 産 合 計	59,309

連結損益計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位 百万円)

科目	金額	
売上高	59,764	
兼業事業売上高	1,162	60,926
売上原価	49,457	
兼業事業売上原価	969	50,426
売上総利益		
完成工事総利益	10,307	
兼業事業売上総利益	192	10,500
販売費及び一般管理費		6,237
営業利益		4,263
営業外収益		
受取利息及び配当金	186	
受取保険金	176	
その他	51	413
営業外費用		
支払利息	14	
為替差損	143	
その他	14	171
経常利益		4,505
特別利益		
投資有価証券売却益	5	5
特別損失		
投資有価証券評価損	57	57
税金等調整前当期純利益		4,452
法人税、住民税及び事業税	1,311	
法人税等調整額	218	1,529
当期純利益		2,923
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△4
親会社株主に帰属する当期純利益		2,927

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,746	2,498	28,590	△656	33,179
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△509		△509
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			2,927		2,927
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,418	△0	2,418
当 期 末 残 高	2,746	2,498	31,009	△656	35,597

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	3,475	△64	△0	315	3,726	4	36,910
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△509
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益							2,927
自 己 株 式 の 取 得							△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△391	-	0	△455	△846	△4	△851
当 期 変 動 額 合 計	△391	-	0	△455	△846	△4	1,566
当 期 末 残 高	3,084	△64	△0	△139	2,879	-	38,477

連 結 注 記 表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4社	(東京ダイヤエアコン(株)、菱和エアコン(株)、 松浦電機システム(株)、PT.TECHNO RYOWA ENGINEERING)
非連結子会社の数	3社	(株)アール・デザインワークス、(株)ダイヤランド、 KYODO TECHNO MYANMAR CO., LTD.)

非連結子会社3社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社3社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。なお、関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PT.TECHNO RYOWA ENGINEERINGの決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金等 主として個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く) 当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 15～50年

機械・運搬具・工具器具備品 4～17年

無形固定資産 (リース資産を除く) 自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 従業員に対する翌連結会計年度の賞与支給に備えるため、支給予定額のうち支給対象期間に基づく当連結会計年度対応分を計上しております。
- 役員賞与引当金 役員に対する賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
- 完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用支出に備えるため、過去の支出割合に基づく必要額を計上しております。
- 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- (5) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- なお、工事進行基準による完成工事高は、43,930百万円であります。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (7) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【連結貸借対照表関係】

1. 担保に供している資産

契約保証金等のために、下記の資産を差入れしております。

現金及び預金（定期預金） 220百万円

2. 事業用土地の再評価

当社は土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

3. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【連結損益計算書関係】

記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【連結株主資本等変動計算書関係】

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 22,888千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2019年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通 株式	243	11.00	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年11月6日 取 締 役 会	普通 株式	265	12.00	2019年9月30日	2019年12月5日
計		509	23.00		

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 487百万円

② 1株当たり配当額 22円00銭

③ 基準日 2020年3月31日

④ 効力発生日 2020年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【金融商品関係】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を金融機関等からの借入により調達しております。資金運用については流動性を重要視し、運用期間を短期とすることにより、市場リスクを極力回避しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの管理諸規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券は、主に株式であり市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形・工事未払金等及び電子記録債務は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。

借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、長期借入金は返済期間30か月以内の固定金利で調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	15,478	15,478	-
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	22,075	22,075	-
(3) 電子記録債権	3,509	3,509	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	6,996	6,996	-
(5) 支払手形・工事未払金等	(7,798)	(7,798)	-
(6) 電子記録債務	(5,907)	(5,907)	-
(7) 未払法人税等	(560)	(560)	-
(8) 長期借入金	(140)	(139)	△0

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等、並びに (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形・工事未払金等、(6) 電子記録債務、並びに (7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法に

っております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額718百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

【退職給付関係】

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。また、確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。

なお、国内連結子会社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除く。)

退職給付債務の期首残高	6,421百万円
勤務費用	192
利息費用	44
数理計算上の差異の発生額	△31
退職給付の支払額	△441
退職給付債務の期末残高	6,186

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除く。)

年金資産の期首残高	9,393百万円
期待運用収益	278
数理計算上の差異の発生額	△465
事業主からの拠出額	323
退職給付の支払額	△441
年金資産の期末残高	9,087

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	241百万円
退職給付費用	23
退職給付の支払額	△13
退職給付に係る負債の期末残高	252

- (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	6,186百万円
年金資産	△9,087
	△2,900
非積立型制度の退職給付債務	252
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△2,648

退職給付に係る負債	252百万円
退職給付に係る資産	△2,900
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△2,648

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

- (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	192百万円
利息費用	44
期待運用収益	△278
数理計算上の差異の費用処理額	△176
過去勤務費用の費用処理額	△45
簡便法で計算した退職給付費用	23
確定給付制度に係る退職給付費用	△238

- (6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	△45百万円
数理計算上の差異	△610
合計	△655

- (7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	125百万円
未認識数理計算上の差異	△325
合計	△200

- (8) 年金資産に関する事項

- ① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	39%
債券	44
現金及び預金	4
その他	13
合計	100

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が28%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	0.7%
長期期待運用収益率	3.0%

なお、当社は退職給付見込額の期間帰属方法として、ポイント制（将来のポイントの累計を織り込まない方法）を採用しているため、退職給付債務の算定に際して予想昇給率を使用しておりません。

3. 確定拠出制度

当社及び国内連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は52百万円であります。

【賃貸等不動産関係】

重要性がないため、記載を省略しております。

【1 株当たり情報】

1. 1株当たり純資産額	1,737円05銭
2. 1株当たり当期純利益	132円18銭

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	37,212	流 動 負 債	17,290
現金及び預金	12,035	支払手形	1,230
受取手形	1,686	電子記録債権	5,969
電子記録債権	3,215	買掛金	4,973
完成工事未収入金	18,521	1年内返済予定の長期借入金	275
売掛金	537	リース負債	120
有価証券	100	未払費用	1
未成工事支出金	129	未払法人税等	636
立替金	483	未払消費税等	494
その他の金	528	未成工事受入金	445
貸倒引当金	△25	賞与引当金	2,033
固 定 資 産	16,709	役員賞与引当金	61
有 形 固 定 資 産	4,297	完成工事損失引当金	646
建物・構築物	4,063	繰上償却資産	54
機械・運搬具	319	繰上償却資産	153
工具器具・備品	928	繰上償却資産	27
土地	1,786	繰上償却資産	167
リース資産	8	固 定 負 債	1,612
建設仮勘定	161	長期借入金	20
減価償却累計額	△2,971	繰上償却資産	2
無 形 固 定 資 産	229	繰上償却資産	1,265
ソフトウェア	172	繰上償却資産	135
その他	56	繰上償却資産	190
投 資 そ の 他 の 資 産	12,182	負 債 合 計	18,903
投資有価証券	7,612	純 資 産 の 部	32,007
関係会社株式	502	株 主 資 本	2,746
前払年金費用	3,101	資 本 剰 余 金	2,498
破産更生債権等	9	資 本 準 備 金	2,498
その他	977	利 益 剰 余 金	27,419
貸倒引当金	△19	利 益 準 備 金	490
資 産 合 計	53,922	その 他 の 利 益 剰 余 金	26,929
		別 途 積 立 金	15,700
		繰 越 利 益 剰 余 金	11,229
		自 己 株 式	△656
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,011
		そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,075
		土 地 再 評 価 差 額 金	△64
		純 資 産 合 計	35,018
		負 債 純 資 産 合 計	53,922

損益計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位 百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	53,938	
兼業事業売上高	1,747	55,685
売上原価		
完成工事原価	44,652	
兼業事業売上原価	1,527	46,179
売上総利益		
完成工事総利益	9,286	
兼業事業売上総利益	219	9,506
販売費及び一般管理費		5,606
営業利益		3,899
営業外収益		
受取利息及び配当金	264	
受取保険金	173	
その他の	59	497
営業外費用		
支払利息	19	
為替差損	143	
その他の	25	188
経常利益		4,208
特別利益		
投資有価証券売却益	5	5
特別損失		
投資有価証券評価損	57	
関係会社株式評価損	10	67
税引前当期純利益		4,145
法人税、住民税及び事業税	1,149	
法人税等調整額	220	1,369
当期純利益		2,775

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本								株 主 資 本 計
	資 本 金	資本剰余金 資本準備金	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計	
			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
				別途積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	2,746	2,498	490	15,700	8,963	25,153	△656	29,741	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△509	△509		△509	
当 期 純 利 益					2,775	2,775		2,775	
自 己 株 式 の 取 得							△0	△0	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	2,266	2,266	△0	2,265	
当 期 末 残 高	2,746	2,498	490	15,700	11,229	27,419	△656	32,007	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	3,470	△64	3,406	33,148
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△509
当 期 純 利 益				2,775
自 己 株 式 の 取 得				△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△395	-	△395	△395
当 期 変 動 額 合 計	△395	-	△395	1,870
当 期 末 残 高	3,075	△64	3,011	35,018

個 別 注 記 表

【重要な会計方針】

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び
関連会社株式 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの 移動平均法による原価法
 - たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 未成工事支出金等 主として個別法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産
 - (リース資産を除く) 定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物・構築物 15～50年
機械・運搬具 4～17年
工具器具・備品 4～8年
 - 無形固定資産
 - (リース資産を除く) 自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金 従業員に対する翌事業年度の賞与支給に備えるため、支給予定額のうち支給対象期間に基づく当事業年度対応分を計上しております。
 - 役員賞与引当金 役員に対する賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。
 - 完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用支出に備えるため、過去の支出割合に基づく必要額を計上しております。
 - 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

5. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準による完成工事高は、40,717百万円であります。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【貸借対照表関係】

1. 担保に供している資産

契約保証金等のために、下記の資産を差入れしております。

現金及び預金（定期預金）	220百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	552百万円
短期金銭債務	145

3. 事業用土地の再評価

当社は土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

4. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【損益計算書関係】

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売 上 高	660百万円
仕 入 高	421
営業取引以外の取引高	269

2. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【株主資本等変動計算書関係】

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	737千株
------	-------

2. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【税効果会計関係】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金		195百万円
投資有価証券評価損		351
その他		279
繰延税金資産 小計		825
評価性引当額		△418
繰延税金資産 合計		407
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△1,214
前払年金費用		△457
繰延税金負債 合計		△1,672
繰延税金資産（負債）の純額		△1,265

【リース取引関係】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両運搬具及び事務用機器等の一部については、リース契約により使用しております。

【関連当事者情報】

重要性がないため、記載を省略しております。

【1株当たり情報】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,580円93銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 125円31銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社テクノ菱和

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滝沢勝己 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村広樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テクノ菱和の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テクノ菱和及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社テクノ菱和

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 滝沢勝己 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大村広樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テクノ菱和の2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

株式会社テクノ菱和 監査等委員会

常勤監査等委員 雑賀純二 ㊞

監査等委員 小栗章雄 ㊞

監査等委員 本間正広 ㊞

(注) 監査等委員小栗章雄及び本間正広は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

- 会場 東京都豊島区南大塚3丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京 6階「コンコード」
電話 03-5950-1200 (代表)



- 交通 JR山手線 大塚駅 南口より 徒歩約2分
都電荒川線 大塚駅前駅より 徒歩約2分
東京メトロ丸ノ内線 新大塚駅より徒歩約7分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。